

鹿沼ロータリークラブ会報



ロータリーは
機会の扉を開く

(2020-2021 年度 RI テーマ)

例会場 福田屋百貨店鹿沼店3F TEL: 0289-63-0011
例会日 毎週木曜日 12:30~13:30 事務所 栃木県鹿沼市栃窪 1167-1
TEL: 0289-63-1780 FAX: 0289-62-8090
事務局 090-8961-7922 E-mail: info@kanuma-rc.com
HP: <http://www.kanuma-rc.com/>

第2550地区 第7グループ
創立 1960年1月23日
承認 1960年2月13日
会長 日向野脩弘 幹事 大塚政人

例 会 報 告

No.11 2020年 9月24日 第2788号

- ◆ 司 会 SAA 日向野博史さん
- ◆ 点 鐘 会 長 日向野脩弘さん
- ◆ 斉 唱(曲目) それでこそロータリー
- ◆ お客様紹介 ガバナー補佐 鈴木良男 様
- ◇ 会長会務報告 会 長 日向野脩弘さん

皆様こんにちは！秋の全国交通安全運動が9月21日から9月30日まで行われております。また、だんだん日が短くなっておりますので、ライトの点灯は早くしましょう。ライトの点灯を早くすることで事故が減少するデータが出ています。皆さん会社などでもお話しして頂き事故のないようにしましょう。



◇ 幹事報告 幹 事 大塚政人さん

1. ガバナー事務所より、地区大会における表彰についてのご案内が届きました。2019~2020年高村会長年度の会員増強優秀賞を受賞いたしました。鹿沼クラブは入会5名、退会2名の純増3名で会員61名となりました。高村パスト会長、星野直前幹事おめでとうございます。
2. 例会終了後、理事会を開催いたします。

◇ 委員会報告

▼雑誌委員会 委員長 岩本 泰史さん
ロータリーの友に関するアンケートがレターボックス入っております。私に手渡ししていただくか、私のレターボックスに入れておいていただければと思います。宜しくお願い致します。



◇ ガバナー補佐公式訪問 鈴木 良男様

皆様こんにちは！今年はコロナの関係でガバナー公式訪問も会長、幹事と会うだけで皆様とは会う機会がない状況となっております。今年度の会長のテーマは『ロータリーは機会の扉を開く』です。これまでの歴史を大事にして、それ以上に皆で勉強していければ更に良いクラブ活動ができると思います。今日は5大奉仕部門のクラブ活動の発表をして頂き、それをガバナーに報告したいと思います。宜しくお願い致します。

◎クラブ奉仕委員会 櫻井 武彦 委員長

RIのテーマの『ロータリーは機会の扉を開く』をよく理解し、クラブが活発で円滑な活動ができるように努力するという目標を掲げております。事業

としては各委員会の事業が円滑に行えるように調整を図り、必要に応じ委員会を開催する。また、クラブ奉仕部門の委員会の調整役となる。

◎職業奉仕委員会 金子 昭彦 委員長
会員全員がそれぞれの職業を全うし、COVID-19による経済の混乱に打ち勝って職業を通じて継続的に社会に奉仕できるようなアクションを起こすという目標になります。職業を持続していくことが社会的貢献であると思いますので、それぞれが自分の職業を全うしていただきたいです。

◎社会奉仕委員会 内野 義忠 副委員長
社会奉仕を通じて、地域の人々の生活の質が高められるよう、全会員、また、他団体と協力し活動していく。継続事業も引き続き行っていくという目標になっております。コロナの影響はありますが、その中でできることを模索しているところです。

◎国際奉仕委員会 大貫 定之 委員長
本年度の目標は各地域の国際奉仕活動並びにロータリー財団補助金等の情報を収集し、鹿沼ロータリークラブが実行可能な実のある国際奉仕活動を行うとなっております。コロナの影響で来年の9月までは外国人を受け入れないという現状がありますので、難しいところはありますが、情報収集をしながら、来年に繋げていきたいと思っております。また、令和3年6月12日に国際ロータリー世界大会が台北にて行われる予定になっておりますので、姉妹クラブとも交流していきたいと考えております。またポリオに関する卓話を倉松副会長にお願いしております。

◎青少年奉仕委員会 小田部 敏也 委員長
今年度の目標は個人主義が叫ばれる昨今、多様なニーズ、立場を理解出来る青少年の健全育成の為の活動に積極的に関与するになります。事業計画は例年通りとなっております。



◇本日の卓話 倉松 俊弘さん

皆さんこんにちは！車のライトの点灯について会長から話がありましたが、ライトは遠目にして普段は走るというのが規則です。前に車がないという前提ですが、ライトは遠目にして走るというルールになっておりますので、ご承知いただければと思います。

また、コロナ問題の中で、三密という言葉があります。三密とは密閉、密集、密接を避けるという内容ですが、私は三密になってくださいと言います。何故かという密教の教えに三密なれというものがあります。こちらの三密は体と言葉と心を指します。この三つが揃わないと本心が伝わらないという意味です。

例えば、ありがとうと言う場合、体と言葉で伝えても心がなければ本当には伝わらないということです。私は清らかな体と言葉と心を持ち、三密になって日々精進して行きたいと思っております。

◆スマイルBOX

日向野脩弘さん：⑤1、鈴木良男第7グループガバナー補佐 本日はご指導ありがとうございました。2、倉松副会長いつもありがたいお話をありがとうございます。

大塚政人さん：⑤鈴木ガバナー補佐 本日はありがとうございました。

浅野知則さん：⑤鈴木良男ガバナー補佐 鹿沼ロータリー訪問を祝して。

市田 登さん：⑤鈴木ガバナー補佐 今後とも宜しくお願い致します。議会中の為、早退します。

大貫定之さん：⑤スマイリー吉高神くんいつも楽しいスマイル報告ありがとうございます。今日はS会員は笑っているかな？

金子昭彦さん：⑤鈴木良男第7ガバナー補佐 本日は公式訪問お疲れさまでした。倉松さん卓話ありがとうございました。『さんみつ』より『壇蜜』がすきでしょう。

倉松俊弘さん：⑤鈴木良男ガバナー補佐 有りがたいお話ありがとうございました。よろしくご指導をお願いします。

狐塚泰久さん：⑤今日は長男の9回目の誕生日です。黒田さんのとこのケーキでお祝います。

③最近ではソーシャルディスタンス。でも今日は社交ダンス！！

① 結婚10年目となりました。

佐川徹三さん：⑤鈴木良男ガバナー補佐 本日は大変ご苦労さまです。

櫻井武彦さん：⑤国際ロータリー 2550 地区 第7グループガバナー補佐 鈴木良男さん 本日はありがとうございました。

鈴木良男さん：⑤鹿沼ロータリークラブの皆様いつも大変お世話様になりましてありがとうございます。

高村宏之さん：⑤鈴木良男ガバナー補佐の公式訪問を記念して。

藤田真澄さん：⑤吉高神さんあとは宜しく！！そろそろSAA 篠原さんの司会みたいよね。

※①結婚記念・②本人誕生・③夫人誕生・④出席記念・⑤其の他

◆ 出席率報告

会員数	出席数	前日比	免除	欠席	出席率
62	0	0	0	0	100%

一般原則としてロータリーのプログラム、会合行事の全参加者の健康と安全を最優先とし、本年12月までの例会の出席義務は免除となります。

◆ 点 鐘 会 長 日向野脩弘さん

● 次回 10月第1例会 10月1日(木)

場 所：福田屋百貨店鹿沼店 3階
時 間：12時30分～

次回

瀬谷会員による卓話

『コロナに負けない！』

(発行責任者：岡村貴史・会報委員長：浅野知則)



道路交通法ワンポイントアドバイス

倉松さんが卓話で語っていた自動車のライトの点灯のことをきちんと法令で確認してみましょう。

下に道路交通法と道路交通法施行令の該当条文を挙げました。波線と太字のところを確認しましょう。

夜間、自動車のライトはアッパービームが原則ですね。ただ、対向車とすれ違ったり他の車の運転に影響が出る場合は、ライトを下向きにするなどの操作をこととなっていますね。

皆さん、これからの夜間の運転の際に倉松さんのアドバイスを思い出して交通ルールを守って運転しましょう。



道路交通法

(車両等の灯火)

第五十二条 車両等は、夜間（日没時から日出時までの時間をいう。以下この条及び第六十三条の九第二項において同じ。）、道路にあるときは、政令で定めるところにより、前照灯、車幅灯、尾灯その他の灯火をつけなければならない。政令で定める場合においては、夜間以外の時間にあつても、同様とする。

2 車両等が、夜間（前項後段の場合を含む。）、他の車両等と行き違う場合又は他の車両等の直後を進行する場合において、他の車両等の交通を妨げるおそれがあるときは、車両等の運転者は、政令で定めるところにより、灯火を消し、灯火の光度を減ずる等灯火を操作しなければならない。

道路交通法施行令

(他の車両等と行き違う場合等の灯火の操作)

第二十条 法第五十二条第二項の規定による灯火の操作は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める方法によつて行うものとする。

一 車両の保安基準に関する規定に定める走行用前照灯で光度が一万カンデラを超えるものをつけ、車両の保安基準に関する規定に定めるすれ違い用前照灯又は前部霧灯を備える自動車 すれ違い用前照灯又は前部霧灯のいずれかをつけて走行用前照灯を消すこと。

二 光度が一万カンデラを超える前照灯をつけている自動車（前号に掲げる自動車を除く。） **前照灯の光度を減じ、又はその照射方向を下向きとすること。**

三 光度が一万カンデラを超える前照灯をつけている原動機付自転車 前照灯の光度を減じ、又はその照射方向を下向きとすること。

四 トロリーバス 前照灯の光度を減じ、又はその照射方向を下向きとすること。